

○ 「個人情報の取り扱いに関する例外事項」についての諮問事項

- ・ 目的外の利用・提供制限の例外事項について

(七尾市個人情報保護条例第7条第1項第6号)

類 型	利用・提供する理由
<p>○ 敬老会式典関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老会に対象年齢に達した方にもれなく、式典参加を呼びかけるにあたって、個人情報を利用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館長がそれぞれの地区の敬老会に対象年齢に達した方の出席を呼びかけるため、住民基本台帳を利用してもれなく全員に参加有無の案内書を郵送する必要がある。 ・ 住民登録者の対象年齢の方にもれなく案内することが、市民サービスであり、公平性においても必要である。また、対象年齢の方のうち高齢のため既に亡くなっている場合もあり、対象のお宅に生存の確認を行なうのも場合によっては失礼にあたる。 ・ 式典終了後は、当該個人情報は破棄する。 <p>抽出項目：住所、氏名、生年月日</p> <p>(ただし、公民館長に提供するときは、住所、氏名のみとし、利用については参加の呼びかけ(招待状の発送)および欠席者への記念品の送付のみとする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止事項：長寿番付作成や参加者への名簿配布には利用できないものとする。

○ 制度の運営に関する重要事項の審議について (七尾市情報公開条例第22条第2項)

- ・ 住民基本台帳法による全住民閲覧台帳の閲覧に対して、七尾市独自の閲覧制限の可能性について